

【関係農家の皆様へ】

畑かん散水器具のご紹介について

肝付町においては、平成28年度に県営農地整備事業第三肝付地区（永野、鳥越、笹ヶ尾、谷山迫周辺）において、畑かんの一部通水を予定しています。そこで今回は、畑かん散水器具のご紹介です。

県営で実施される農地整備事業では給水栓、農道整備、排水路整備を行政負担で行いますが、**ほ場内散水施設（散水器具）**の設置については**受益農家の約2割の負担**で設置することができます。畑かん散水器具には、様々な種類があり播種や植え付け時、園芸ハウス内、防霜や渇水対策、等々の散水ができます。

設置については、県営農地整備事業の実施期間内に肝属中部土地改良区に設置申込みしていただくことになります。事務局は肝付町農業振興課内にありますので、ご自分の畑に事業がいつ実施されるか知りたい方は、お問い合わせください。

【レインガン】

野菜、さつまいも、飼料作物等の栽培に適しており、設置及び撤去作業が容易で、短時間での散水が可能で、スプリンクラーより水滴が遠くまで飛び、少ない台数で散水できます。



【スプリンクラー】

多くの作物に適しています。移動式の場合は、設置や撤去作業に時間を要しますが複数の畑で使用が可能で、撤去の手間のかからない固定式也可以选择できます。



【噴射ホース】

播種直後や背の低い作物に適していて、設置及び撤去作業が容易です。水滴が細かいため風の影響を受けやすい面があります。また、目詰まり防止のため濾過器（ストレーナー）の設置をお勧めします。



【走行式散水器具】

水圧駆動で畝間を自走しながら散水します。スプリンクラーやレインガンに比べ、器具の設置や撤去作業の労力が軽減されるので、複数の畑での交互利用に適しています。



ロールカー

30a ほ場を6～8
時間程度で散水

スマートレイン

30a ほ場を4時間で
散水

◎お問い合わせ先

肝付町役場農業振興課

畑かん対策係

☎ 0994-65-8417

第三肝付地区管内の野菜類栽培用ビニールハウス設置に対し補助を実施します

肝属中部畑地かんがい事業の実施により第三肝付地区に平成28年度から一部通水が始まる計画です。生産性の向上や計画的な作付けにより収益の見込める園芸作物の定着を図るため、県営農地整備事業第三肝付地区に簡易なビニール施設を導入します。

【補助対象品目】 野菜類（さやいんげん、えだまめ、かぼちゃなど）

【補助率】 1/2 以内【但し、予算（2,312千円）の範囲内とする】1人あたりの補助金は20万円を上限とする。

【対象地区】 県営農地整備事業第三肝付地区（永野、鳥越、笹ヶ尾、谷山迫）周辺

【対象者】

- 肝付町内に住所を有する農業者で、町税等の滞納のない者
- 営農集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、その他農業者で組織する団体）で町税等の滞納のない者

【対象ハウス】 間口4.5mの場合は長さ約40m
間口6mの場合は長さ約23m
間口3.2mの場合は長さ約65m

説明会を10月30日（水）午後1時30分から役場コミュニティセンター婦人研修室で開催します。

説明会に参加をされる方は、資料の準備等がありますので、10月28日（月）までに連絡をしてください。

◎お問い合わせ先

肝付町役場農業振興課

農政係

☎ 0994-65-8417